

長岡市告示第221号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市おぐに森林公園の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡市おぐに森林公園条例（平成17年長岡市条例第114号）第13条第2項の規定により告示します。

令和8年4月1日

長岡市長 磯田達伸

- 1 開館時間  
別表1のとおり
- 2 休館日  
別表1のとおり
- 3 開館時間及び休館日を定める期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

別表 1

開館時間・休館（場）日等

バンガロー及びキャンプ場	受付時間	午前10時から午後7時まで 8月13日は、午前10時から午後4時まで
	休館日又は休場日	毎週水曜日及び毎月第2第4火曜日 （その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の休日」という。）に当たるときは、その翌々日）及び12月30日から翌年の1月2日までの日
自然休養体験館（養楽館）及び交流体験施設	開館時間	午前10時から午後7時まで 8月13日は、午前10時から午後4時まで
	休館日	毎週水曜日及び毎月第2第4火曜日 （その日が国民の休日に当たるときは、その翌々日）及び12月30日から翌年の1月2日までの日